審　査　基　準

令和５年９月１日作成

法　　令　　名：	大規模地震対策特別措置法施行令
根　拠　条　項：	第12条第１項
処 分 の 概 要：	緊急輸送車両の確認
原権者（委任先）：	徳島県知事、徳島県公安委員会
法 令 の 定 め：	大規模地震対策特別措置法施行規則第６条第１項、第２項
審　査　基　準：	車両の使用者の申出を受けた県公安委員会は、当該車両の使用目的が以下のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認をすることができる。 １　強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要な車両であること。 ２　地震防災応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 ３　地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 ４　２及び３以外の場合であって、地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要な車両であること。
標 準 処 理 期 間：	１日
申　　請　　先：	徳島県公安委員会 （徳島県警察本部交通部交通規制課及び警察署交通課）
問　合　せ　先：	徳島県警察本部交通部交通規制課規制係 （０８８－６２２－３１０１　内線５１７２～５１７４） 警察署交通課
備　　考：	